

生活資金の貸付を行っていただきます

市内で季節的に働く労働者の方々を対象に、冬期間の未就労期間中、生活の安定を図るため、生活資金の貸付を行っています。

貸付内容

- ・貸付額 1世帯25万円以内
- ・貸付利息 年利 1・5%
- ・受付期間 1月6日(金)～3月24日(金)
- ・償還期間 5月から12月までの8ヶ月間
- ・貸付対象者
 - ・雇用保険の特例一時金受給者
 - ・世帯主で扶養家族を有する方
 - ・4月以降に再就職が見込まれる方
 - ・市税の滞納がない方
- その他
 - ・連帯保証人
 - ・離職票を交付した事業主
 - ・保証能力のある通年雇用主、または市内に居住

する保証能力のある方

- ・市税の滞納がない方
- ・添付書類(申込時)
- ・雇用保険の特例一時金受給者資格証
- ・本人と連帯保証人の課税状況等同意書
- ・添付書類(申込後)
- ・本人と連帯保証人の印鑑登録証明書
- ・本人と連帯保証人の納税証明書
- ・本人と連帯保証人の所得証明書

問い合わせ先

商工労働観光課労政係
☎内線242番

オホーツク流水公園 ワークショップのお知らせ

道立広域公園「オホーツク流水公園」のワークショップを開催しますので、たくさんの参加をお待ちしています。

日時 1月19日(木) 18時30分～

会場 博物館郷土学習室
内容 オホーツク流水公園の休憩施設であります『丘のサロン・海のサロン』の建築設計について

意見交換

問い合わせ先

市役所広域公園推進室
☎内線471番
網走土木現業所紋別出張所
☎④2196番



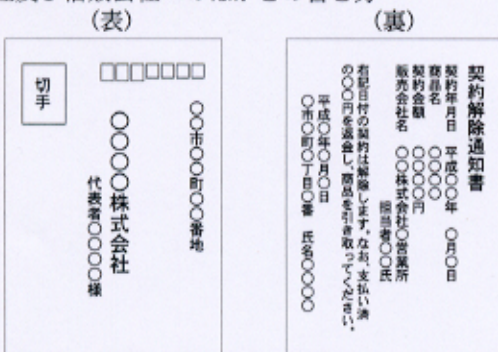
消費者センターからのお知らせ

クーリング・オフの方法・注意

- 1.トラブル防止のため必ず書面、はがきで行なうこと。電話での解約はしない。
- 2.控えとして両面をコピーし、記録のために必ず郵便局の窓口から「配達記録郵便」で会社に送付してください。
- 3.クレジット契約(分割払い)の場合は信販会社にも同様に送付願います。

(記載例)

会社及び信販会社へのはがきの書き方



※布団の他対象商品として、「健康食品、浄水器、住宅リフォーム」などがあります。

但し、販売方法など契約内容によって異なる場合もありますので、詳しくは消費者センターまで相談ください。

注意!

※身に覚えのない架空請求(総合消費料金未納分訴訟最終通告、民事訴訟最終通告等)のはがきが昨年11月より市内でも増えています。「覚えがない」などと絶対に連絡しないでください。不安な場合は、消費者センター、市消費生活係(内線407番)または、警察署(③0110番)に連絡してください。

消費者センター
オホーツク交流センター 2階
☎④7779番

受付時間 10時～11時45分 13時～16時30分

交通安全メモ

環境生活課交通安全係
☎内線243番

◎平成18年1月更新時講習

区分	日	程	場所
優良	13日(金)	10:00～10:30	市民会館
一般	13日(金)	11:00～12:00	
初回違反	6日(金)	10:00～12:00	紋別自動車学校
違反	19日(木)	13:30～15:30	

この時期特有の「冬道運転」のポイント

- 自車の走行車線をしっかりとキープ
～中央線寄りに走行しがちなので注意する～
- 下り坂やカーブの手前では予め十分減速する
～エンジンブレーキを活用したり、じわっとブレーキをかけ減速する。
- 対向車が来ても慌てない
～常に対向車の接近を予想し、特に大型車が接近してもあわてない。
- ハンドルとブレーキ操作を同時にしない
～同時操作はスリップの危険性が極めて高くなる。
- スリップしてもパニックにならない
～アクセルから足を離し、穏やかなハンドル操作で車体を立て直す。